

平成24年2月23日

輸出者等遵守基準説明会

平成23年度の輸出者等遵守基準説明会は終了致しました。

平成24年度の開催予定は決定次第、掲載致します。なお、開催のご要望がありましたら、所属する団体等を通じ、経済産業省安全保障貿易検査官室にお寄せ下さい。

参考：平成22年4月1日から導入された輸出者等遵守基準において、業として継続反復して輸出等を行う者（中小企業、大学・研究機関を含みます。）が、最低限行うべき輸出管理の基準が定められました。こうした中小企業、大学・研究機関を含む輸出者等の安全保障貿易管理の適正化を一層推進し、輸出者等遵守基準等の導入に向けての輸出管理体制の構築に資するよう説明会を開催しております。（本説明会のみを受講されても、包括許可の取得・更新の要件は満たされません。）